

令和3年9月6日

前橋市長
都市計画部市街地整備課

申請者 学校法人 昌賢学園 群馬医療福祉大学・短期大学部
理事長・学長 鈴木 利定



前橋市と群馬医療福祉大学との生涯活躍のまち CCRC 事業
(仮称) まちづくりクラブ 介護予防対策プログラムに関する連携取組証明書

前橋市(以下「甲」とする)と群馬医療福祉大学(以下「乙」という。)は、前橋市が策定した第2期県都前橋創生プランに基づき、「日赤跡地生涯活躍のまち CCRC 事業」における「(仮称) まちづくりクラブに関する介護予防対策プログラム」について、下記のとおり(仮称) まちづくりクラブの組成及び組成後の継続した取組の実現に向け、企画、調査、研究等の実施に関する連携した取組を行っていることを証明してください。

記

(目的)

- 1 甲及び乙は、相互に連携・協力し、多様な人々と世代がコミュニティを醸成するきっかけをつくる取組を進め、関係人口創出・拡大を図ること及び地域に根差した健康寿命の延伸等の市民サービスの向上を図ることを目的に(仮称) まちづくりクラブの組成及び組成後の継続した取組の実現に向け、連携した取組を実施する。

(連携協力事業)

- 2 甲及び乙は、1に定める目的を達成するため、次の事項について連携し協力する
 - (1) フレイル予防や健康づくりの普及啓発に関すること
 - (2) フレイル予防や健康づくりに関するプログラムの企画、実施に関すること
 - (3) フレイル予防や健康づくりに関する研究・開発に関すること
 - (4) 市民の健康づくりに関する相談
 - (5) その他、産学官連携活動に寄与する事項の推進

(連携協力の推進)

- 3 甲及び乙は、連携・事業の実施に当たりそれぞれ担当者を決め、具体的な実施内容等については、両担当者間で協議し、運営する。

(守秘義務)

- 4 甲及び乙は、2に定める活動において、相手方から知り得た秘密情報については、本証明書の実施期間内及び実施期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の了承を得た場合は、この限りではない。

(実施期間)

- 5 2に定める活動の実施期間は、令和3年4月1日から(仮称) まちづくりクラブが組成された時までとし、以後、本証明書に定めた事項は、乙も加入するまちづくりクラブと本市が締結を予定している協定へ継承されるものとする。

(その他)

- 6 本証明書に定めのない事項又は本証明書の解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙でその都度協議の上、これを定めるものとする。

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和3年9月8日

前橋市長 山本 龍

